

**障害者福祉業務の標準準拠システム移行に関する
情報提供依頼（RFI）
実施要領**

令和 8 年 7 月

堺市 健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課

目次

1 情報提供依頼の目的	2
2 対象とする情報システムの条件	2
3 本市が求める情報	2
4 実施期間	3
5 参加表明方法	3
6 参加表明に関する質問及び回答	4
(1) 質問方法	4
(2) 質問受付期間	4
(3) 質問に対する回答	4
7 その他の留意事項	4

障害者福祉業務の標準準拠システム移行に関する情報提供依頼（RFI）実施要領

1 情報提供依頼の目的

国は「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和 6 年 12 月閣議決定）を策定し、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組により、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることをめざすとしています。それに則り、令和 5 年度に障害者福祉業務の標準準拠システム移行についての RFI を実施し、実施時点での標準準拠システムの情報を得ました。

この度、当該情報システムの標準化が令和 7 年度から令和 10 年度の移行へと状況が変化したことに伴い、新たに参加表明が期待できること、前回当時よりも標準準拠システムの開発が進み、当該情報システムの機能等に関する更なる情報提供が可能との期待ができることにより、改めて RFI を実施するものです。

2 対象とする情報システムの条件

(1) 以下の障害者福祉業務すべてを対象とする標準準拠システムであること

- ① 障害者福祉共通
- ② 身体障害者手帳
- ③ 療育手帳
- ④ 精神障害者保健福祉手帳
- ⑤ 国制度手当（特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当）
- ⑥ 障害福祉サービス等（自立支援給付・通所支援・認定審査会）
- ⑦ 自立支援医療（更生医療）
- ⑧ 自立支援医療（精神通院医療）
- ⑨ 補装具
- ⑩ 特別児童扶養手当

(2) 当該システムにおいて中核市または政令指定都市への導入実績を有すること、または、確定済の導入予定があること

(3) 継続的な保守・サポート体制に加え、障害対応やセキュリティインシデント対応の仕組みを有すること

(4) 令和 11 年 1 月から稼働開始できること

3 本市が求める情報

本依頼では、まず情報提供依頼にご参加いただけることを表明いただいた後に、本市の現行システムの情報をご提示します。また、本市では標準準拠システムと併せて、標準化対象外業務の調達も検討していますので、標準化に向け明確にしていく事項等をご提示します。その後、貴社と綿密な打ち合わせを実施し、令和 8 年 9 月 30 日を目処に見積りのご提示をお願いします。

資料名称	概要
障害者福祉業務の 標準準拠システム移行に関する 情報提供依頼	● 実施要領（本資料） <以降は、参加表明後にご提示します> ● 現行業務一覧 ● システム利用拠点調査シート ● 標準仕様書対応表 等

障害者福祉業務の標準準拠システム移行に関する情報提供依頼（RFI）実施要領

回答様式	● 秘密保持誓約書 ● 質問表 ● 情報提供依頼 回答書
------	--

4 実施期間

以下のとおり実施してください。

要件	依頼事項
参加表明期限	令和8年8月7日（金）17:00まで
質問提出期限	令和8年8月14日（金）17:00まで
質問への回答	令和8年8月21日（金）を目処に本市から回答
見積りの提示	令和8年9月30日（水）予定

5 参加表明方法

本件への参加申請については以下のとおり、参加表明を電子メールにてご連絡ください。また、メール送付後、到着確認のため、本市へ電話をお願いします。参加の確認が取れ次第、順次資料一式を電子メールにて配布します。

なお、参加表明後に辞退する場合は、同様の方法で必ず連絡を行ってください。

(ア) 受付期限 : 令和8年8月7日（金） 17:00まで

(イ) 通知方法 : 「秘密保持誓約書」、「情報提供依頼 回答書」を記入・添付の上、参加する旨をメールで送付してください。

(ウ) メール送付先 : 堺市 健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課

(エ) メールアドレス : kenfukuso@city.sakai.lg.jp

(オ) 表題 : 【障害者福祉業務標準準拠システム移行 RFI】参加表明（参加者名）

(カ) 到着確認電話連絡先 : 072-228-7212

(キ) その他 : 当情報提供依頼により提供いただくことに際して、秘密保持契約の締結が必要な場合は申し出てください。秘密保持契約の内容が本市規定のルールに反する場合は、契約を締結できない場合があります。

当情報提供依頼で指定している提出様式については、今後分析等に活用するため、PDF 等への変換を行わず、そのままの様式でご提出ください。

なお、様式以外で提出いただく資料（例：パッケージシステムの商品パンフレット）については、PDF 等編集のできないデータ形式で提出いただいても問題ありません。

また、メールで受信できる添付ファイルの容量に制限（10MB）があるため、制限を超える場合は複数回に分けてお送りください。それでもお送りいただけない場合はご相談ください。

6 参加表明に関する質問及び回答

(1) 質問方法

「質問票」に、必要事項を記載の上、以下のとおり、メールにてご連絡ください。また、メール送付後、到着確認のため、本市へ電話をお願いします。

(ア) メールアドレス : kenfukuso@city.sakai.lg.jp

(イ) 表題 : 【障害者福祉業務標準準拠システム移行 RFI 質問】(参加者名)

(ウ) 到着確認電話連絡先 : 072-228-7212

(2) 質問受付期間

令和8年8月14日（金）17:00まで

(3) 質問に対する回答

情報提供への参加を表明した全ての者へ令和8年8月21日（金）までに電子メールにより回答します。

7 その他の留意事項

(ア) 情報提供資料等の提出書類は返却しません。

(イ) 情報提供に要する経費は全て提供者の負担とします。

(ウ) 情報提供をしたことにより、将来の調達や契約を保証するものではありません。また、情報提供に参加しないことにより、将来の調達や契約において不利になることはありません。

(エ) 情報提供によりいただいた資料等については、当該目的のために本市関係者のみが利用するものとします。

(オ) 情報提供内容に対し、後日問い合わせ等を行う場合がありますので、その際にご協力願います。

(カ) このRFIに記載された内容は、すべて令和8年7月1日現在で本市健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課が想定している限りの情報等に基づくものであり、本市の現状等の事実関係について、正確性を保証するものではありません。

(キ) このRFIは、障害者福祉業務の標準準拠システム移行に関する情報の提供を依頼するものであり、今後のスケジュールを含め、事業の実施そのものについても保証をするものではありません。

(ク) 本市では、自立支援医療（育成医療）は健康管理システムの一部とし、障害者福祉システムとは別システムで調達する予定です。

(ケ) 本依頼に関する問い合わせ先

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号（本館7階）

堺市 健康福祉局 生活福祉部 健康福祉総務課（担当 鶴田・瀬貫・原田）

TEL : 072-228-7212